

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	除害施設設置の特例承認した汚水の水質限度変更及び特例承認取消し
概要	公共下水道に排除される汚水に係るBOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質）については、大阪市下水道条例に基づく市長の承認を受けたときに限り、適用される排水基準が緩和されますが、下記の処分基準に抵触する場合は、その緩和措置を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例 第10条の4第3項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>1. 大阪市条例第10条の3第3項の承認を受けた者が排除する汚水の水質が当該承認にかかる水質の限度を超えるとき。</p> <p>2. 当該汚水を処理する下水処理場からの放流水の水質を下水道法第8条の技術上の基準に適合させることが困難となったとき。</p> <p>3. その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>「下水道法第8条の技術上の基準に適合させることが困難となったとき」とは、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該汚水を受け入れる下水処理場の放流水の水質が、現状の水質より悪化する場合 ・当該汚水を受け入れる下水処理場の処理能力を超えた場合 ・当該汚水を受け入れる下水道施設の維持管理に支障をきたす場合
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000413022.html
備考	